

災害後の遺体管理

一次対応者のための現場マニュアル

Management of Dead Bodies after Disasters:
A Field Manual for First Responders
PAHO / WHO



災害研究グループ代表
国立保健医療科学院長 林 謙治

(監訳) 国立保健医療科学院政策技術評価研究部長 佐藤 元

(翻訳) 国立保健医療科学院災害研究グループ

災害後の遺体管理

一次対応者のための現場マニュアル

Management of Dead Bodies after Disasters:
A Field Manual for First Responders

PAHO / WHO

2012年2月

災害研究グループ代表
国立保健医療科学院長 林 謙治

(監訳) 国立保健医療科学院政策技術評価研究部長 佐藤 元
(翻訳) 国立保健医療科学院災害研究グループ

PAHO HQ Library Cataloguing-in-Publication

Morgan, Oliver -- ed

Management of dead bodies after disasters: a field manual for first responders.

Washington, D.C: PAHO, © 2006.

ISBN 92 75 12630 5

I. Title II. Tidball-Binz, Morris -- ed

III. Van Alphen, Dana – ed

1. CADAVER
2. NATURAL DISASTERS
3. DISASTER EMERGENCIES
4. DISASTER PLANNING

NLM WA 840

© Pan American Health Organization, 2006, 2009.

A publication of the Area on Emergency Preparedness and Disaster Relief of the Pan American Health Organization, the World Health Organization, and the International Committee of the Red Cross.

The views expressed, the recommendations made, and the terms employed in this publication do not necessarily reflect the current criteria or policies of PAHO/WHO or of its Member States.

The Pan American Health Organization welcomes requests for permission to reproduce or translate, in part or in full, this publication. Applications and inquiries should be addressed to the Area on Emergency Preparedness and Disaster Relief, Pan American Health Organization, 525 Twenty-third Street, N.W., Washington, D.C. 20037, USA; fax: (202) 775-4578; e-mail : disaster-publications@paho.org.

This publication has been made possible through the financial support of the Division of Humanitarian Assistance, Peace and Security of the Canadian International Development Agency (HAPS/CIDA), the Office of Foreign Disaster Assistance of the United States Agency for International Development (OFDA/USAID), the United Kingdom's Department for International Development (DFID) and the European Commission Humanitarian Aid Office (ECHO).

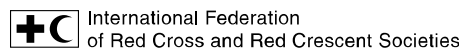
Editors

Oliver Morgan—Honorary Research Fellow,
London School of Hygiene and Tropical Medicine

Morris Tidball-Binz

Forensic Coordinator, Assistance Division, International Committee of the Red Cross

Dana van Alphen—Regional Advisor,
Pan American Health Organization/World Health Organization



Washington D.C., 2009

目次

原著前書	vi
著者一覧	vii
著者所属	viii
訳書前書	ix
訳者一覧	xi
第1章 序 インTRODクシヨN	1
第2章 調整（連携）	2
第3章 感染症リスク	4
第4章 遺体の回収	6
第5章 遺体の保管（保存）	8
第6章 遺体の身元確認	11
第7章 情報の管理	16
第8章 遺体の長期保存と処理	18
第9章 コミュニケーションとメディア	20
第10章 家族や親族に対する支援	22
第11章 よくある質問	24
付録1 遺体識別票	29
付録2 行方不明者票	33
付録3 個別照合用の連続番号	38
付録4 遺体調査票	39
付録5 参考文献	40
付録6 この文書の作成に関わった国際機関	41
付録7 保健省及び災害対策部局のための大量死者発生時対応計画 チェックリスト	44

原著前書

災害で亡くなった方々の取り扱いは災害対応において最も困難な課題の一つであるが、自然災害はとりわけ多数の死者をもたらす。人道主義者は二十年以上前からこの課題に取り組んで来たものの、2004年の南アジア津波をもたらした大量の死者は、我々がこの問題に十分対応出来ていないことを露見することとなった。米国のハリケーン=カトリーナ、中米のハリケーン=スタン、北パキスタンおよびインドの地震など 2005年に起こった大規模自然災害に直面して、この課題に関する実践的指針が一層必要とされている。

自然災害においては、死亡者に関する地域の受容能力がしばしば不足する。その結果、被災地域の組織や社会が即席で対応することとなる。専門家による助言の欠如、また多数の死者発生（大量死亡）への対応計画の不在がこの問題を大きくしており、遺体の管理が不適切になることも多い。災害犠牲者の取り扱いは生存者や地域住民の精神保健に深刻で長期にわたる影響を及ぼすため、これは重要な問題である。加えて、正確な遺体の身元確認は遺産相続や保険支払手続にとって重要であり、災害後も長年にわたり故人の親族・関係者の生活を左右するものである。

本マニュアルは、災害犠牲者とその家族のより良い取り扱いを推進する重要な一歩となる。本書は地域の組織・社会の役割の重要性、また震災後の遺体管理の非常な困難さを十分考慮して作成されたものである。

本書で概要が述べられている原則が、汎米保健機関（Pan American Health Organization, PAHO）、世界保健機関（World Health Organization, WHO）、赤十字国際委員会（International Committee of the Red Cross, ICRC）さらに国際赤十字社・赤新月社連盟（International Federation of the Red Cross and Red Crescent Societies）など種々の機関により実地に適用され、また推進されつつあることは喜ばしいことである。

著者一覽

Chapter 1	Introduction	Oliver Morgan Dana vanAlphen Morris Tidball-Binz
Chapter 2	Coordination	Dana vanAlphen Boonchai Somboonsook
Chapter 3	Infectious Disease Risks	Oliver Morgan
Chapter 4	Body Recovery	Oliver Morgan
Chapter 5	Storage of Dead Bodies	Oliver Morgan Pongruk Sribanditmongkol
Chapter 6	Identification of Dead Bodies	Stephen Cordner Pongruk Sribanditmongkol
Chapter 7	Information Management	Morris Tidball-Binz
Chapter 8	Long-term Storage and Disposal of Dead Bodies	Oliver Morgan Yves Etienne Boyd Dent
Chapter 9	Communications and the Media	Morris Tidball-Binz
Chapter 10	Support to Families and Relatives	Morris Tidball-Binz
Chapter 11	Frequently Asked Questions	Claude de Ville de Goyet
Annexes	Dead Bodies Identification Form	Ute Hofmeister
	Missing Persons Form	Morris Tidball-Binz
	Mass Fatality Plan Checklist	Sharleen DaBreo

著者所属機関

Oliver Morgan	Honorary Research Fellow, London School of Hygiene and Tropical Medicine, UK
Morris Tidball-Binz	Forensic Coordinator, Assistance Division, International Committee of the Red Cross, Geneva, Switzerland
Dana Van Alphen	Regional Advisor, Pan American Health Organization/World Health Organization
Boonchai Somboonsook	Deputy Director, Department of Health Service Support, Ministry of Public Health, Thailand
Pongruk Sribanditmongkol	Associate Professor, Department of Forensic Medicine, Chiang Mai University, Thailand
Stephen Cordner	Director, Victoria Institute of Forensic Medicine, Australia
Yves Etienne	Head of Assistance Division, International Committee of the Red Cross, Geneva, Switzerland
Boyd Dent	Lecturer, University of Technology, Sydney, Australia
Claude de Ville de Goyet Ricardo Perez	Consultant in Emergency Response Regional Advisor (Publications), Pan American Health Organization/World Health Organization
Ute Hofmeister	Forensic Advisor, Assistance Division, International Committee of the Red Cross, Geneva, Switzerland
Sharleen DaBreo	Director, Department of Disaster Management, British Virgin Islands

訳書前書

震災から1年近く経った現在、私の脳裏に浮かぶ情景はあの津波が来襲したテレビ画面よりもむしろ自衛隊の隊員が多くの死者を仮埋葬している姿のほうである。遺体を土葬に付したのはひとつには火葬場の設備・機能が追いつかなかったこともあっただろうが遺体の同定ができなかったためだといわれている。火葬場は衛生管理の面から強い火力が用いられており、骨髄まで灰化してしまうので火葬後の個人同定が不可能とってよい。

埋葬に係わった関係者によれば、現場の作業員として自衛隊員のみならず医師でさえこれほど大量の遺体処置に短期間のうち立ち会った経験がなく、精神的ストレスは言い知れぬほど大きなものであったという。確かに遺体の同定をきちっとできなければ、法的には行方不明者と同じ扱いになり一定期間ののち、推定死亡者としてその後の手続きが行われる。その間遺産相続、生命保険等の処理に手間取ることは間違いない。しかしながら、遺体同定の遅延は単に経済的な問題に止まらず遺族の精神的な問題にも大きな影響を及ぼす。報道によくみるように行方不明者の遺体が同定されたとき、家族は「これでホットした」とか「これで心の区切りがついた」とインタビューに答えているように一応の安堵感を示し、将来の生活への決意をあらたにしている。逆に行方不明者を抱えた家族は中途半端の気持ちで悲しみを引きずることになる。

日常的にもわれわれは転勤やらこどもの進学やら家族が別れて暮らすことがあるが、互いに元気で暮らしていることが確認できればそれぞれ安心するのであって、仮に生死が不明となればかなりの精神的なストレスを抱えることになろう。そういう意味でも遺体の同定確認および埋葬は死者に尊厳をはらうと同時に生きている遺族にとっても精神的に大きな慰めであり、生への希望につながる重要な行為である。

筆者がこのことを意識したのは震災後のさまざまな議論のなかで「死生観」が精神保健上のアプローチとして欠けていたのではないかという反省からである。かつてWHOが新しい健康の定義のなかに「スプリチュアル・ヘルス」を提案したとき日本は議論に乗れなかったことを思い出し、このたびの震災の遺体処理を通じて国内において議論の土俵作りができるのではないかと期待している。WHOの支部の1つである汎米保健機構(PAHO)が発行した「遺体処理ガイドライ

ン」および「遺体処理マニュアル」の2つの出版物を科学院のスタッフ一同がボランティアベースで翻訳作業に参加した。本書はマニュアル版であり、ガイドライン版のいわば簡略版である。できれば両者合わせてお読みいただきたい。マニュアル版は遺体同定のための一連のプロセスを箇条書きにしたと同時に多数のチェックリストを用意し、専門家でない方々が現場に立ち会う場合を考慮してきわめて実用的に編集されていると思う。ご参考になれば幸いである。

平成24年2月

国立保健医療科学院
院長 林 謙治

訳者一覧

災害研究グループ代表

林 謙治 (国立保健医療科学院長)

監訳者

佐藤 元 (同院・政策技術評価研究部長)

著者、訳者および担当

原著前書	佐藤 元	(同院・政策技術評価研究部長)
訳書前書	林 謙治	(同院・院長)
第1～6章	佐藤 元	(同院・政策技術評価研究部長)
第7～11章	富田 奈穂子	(同院・国際協力研究部主任研究官)
付録1～5	金谷 泰宏	(同院・健康危機管理研究部長)
付録6	土井 由利子	(同院・疫学調査研究分野統括研究官)
付録7	岡本 悦司	(医療・福祉サービス研究部上席主任研究官)

■ 1. 序 イン트로ダクション

本マニュアル（手順書）は、適切かつ尊厳のある遺体の取り扱いを推進すること、また遺体の身元確認（本人確認）を最大限可能にするという二つの大きな課題を目的としている。災害後に早期から単純な手段を実行することで、身元確認は格段に成功する。しかし大部分の災害において、遺体は国内外の専門家集団ではなく、現場（被災地域）の機関・共同体組織の職員によって一次的に取り扱われる。これを鑑みて、本マニュアルは非専門家に対する実践的な推奨事項に重点を置いている。

震災直後には大部のガイドラインを読む時間的余裕がないと考えられるため、本マニュアルでは重要事項の各々に各章を割り当て、簡便・簡明さのため簡条書きスタイルを採用した。現場（被災地域）の担当者は、遺体回収など個々の作業にあたる人々に必要な部分（章）を複写して配布することができるよう意図した。

本マニュアルにおいては、より丁寧で技術的に正確な用語である「human remains」ではなく「dead bodies」という語を用いている（訳注）。これは英語を母国語としない読者には、後者の方が意味が明確と考えられるためである。

本マニュアルは法医学的調査のための包括的な枠組みを解説するものではない。しかし本書の推奨事項を守ることは、法医学専門家が現場に到着した際に大きな助けとなる。またこれら事項は、同専門家がない現場で、亡くなった方々の身元確認を進めるための基礎情報の収集に役立つ。しかし法医学専門家による被災者の身元確認の必要性に代るものではないことには留意すべきである。

訳注 これらを日本語に直訳すれば human remains は遺体あるいは人体遺残物、dead bodies は死体となる。原書では主として後者（dead bodies）が用いられている。本訳書では、日本語としてより丁寧な用語である「遺体」を、これに対する訳語として用いた。

■ 2. 調整（連携）

概要

- 災害直後の緊急対応は混乱し調整（連携）がとれていない。
- 調整は、現場、地域、県、国など多層にわたって必要である。
- 災害対応計画には調整のしくみが既に含まれていることがある。
- 早期の調整は次の課題の遂行に必須である。
 - ・ 情報を管理し、評価活動の調整を行う。
 - ・ 必要資源（法医学専門家、遺体安置所、遺体収納袋など）を判断する。
 - ・ 遺体管理の実行計画を実施する。
 - ・ 行方不明者の身元確認、遺体の取り扱いについて、家族や被災地域住民に正確な情報を伝える。

現場（被災地域）における効果的な調整

- 可及的速やかに、既存の災害対応計画に沿って、担当組織を同定すると共に担当者を指名して、遺体管理に関する十分な権限と責任を有する現場（被災地域）調整官の任務に当たらせること（地域の首長、警察署長、軍司令官、市長など）。
- 医療責任者や病院長を調整官に指名することは望ましくない。彼らの主務は生存者、傷病者に対する医療活動にあるからである。
- 緊急災害対策本部内に遺体管理に関する連携・調整を行うチームを編成する。軍、民間防衛組織、消防ならびに現場（被災地域）の救命救急・救助組織、国内赤十字・赤新月社、葬儀場、葬儀屋、検視官など共同で作業にあたる重要な人・組織を含める。
- 次に挙げる項目の担当者を任命し、本マニュアルの該当部分を与える。
 - ・ 遺体の回収（第4章）
 - ・ 遺体の保存（第5章）
 - ・ 身元の確認（第6章）
 - ・ 情報・コミュニケーション活動（第7、9、11章）
 - ・ 遺体の処理（第8章）
 - ・ 家族の支援（第10章）

- ・ 物資の輸送・管理（第4、5、6、8章）

広域（自治体、国）での効果的調整

- ・ 可及的速やかに、国あるいは広域における調整官を指名し、遺体管理に関する必要な権限を付与する（大臣、知事、警察署長、軍司令官、市長など）。
- ・ 記載がある場合には、災害対応計画あるいは大規模事故対応マニュアルの大量死者への対応に関する部分を参照する。
- ・ 重要な専門家・担当者・個人と共に調整班を設置して、次の事項に関して助言を与える。
 - ・ 一般市民、メディアとのコミュニケーション
 - ・ 身元確認と死亡診断書（死亡証明書）についての法的問題
 - ・ 身元の確認、記載に関する技術的支援
 - ・ 物資の輸送・管理（軍や警察など）
 - ・ 外交使節、政府間および国際機関との連絡窓口（国際連合、世界保健機構、赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟、国際刑事警察機構など）

■ 3. 感染症リスク

概要

- 多くの自然災害後、遺体が疫病をもたらすとの恐れが存在する。
- この流言は、メディアのみならず医療関係者や災害対処専門家によっても誤って流布される。
- 遺体は自然災害後、疫病の原因とならない。
- これら流言への政治的対処の必要性から、行政当局は、迅速な集団埋葬や消毒薬散布など本来不必要な手段を取ることがある。
- 遺体の誤った取り扱いにより、犠牲者遺族は精神的負担を負い、法的問題を抱えることがある。
- 生存者集団の方が、はるかに疾病流行の原因となり得る。

感染と遺体

- 自然災害の犠牲者は通常、外傷、水溺や火災によって死亡するのであり疾病が原因ではない。
- 犠牲者が死亡時点で、流行となり得る感染症（ペスト、コレラ、チフス、炭疽病など）に罹患している可能性は低い。
- 少数の犠牲者は、慢性の血液感染症（肝炎や HIV など）、結核や下痢に罹患していることがある。
- ほとんどの感染性病原体は、遺体において 48 時間を超えて生存しない。例外は HIV（エイズウイルス）であり、死後 6 日間の生存例が報告されている。

一般市民（公衆）へのリスク

- 一般市民は遺体に触れないので、リスクはほとんど存在しない。
- 遺体から放出された糞便による飲料水汚染は、可能性としては除外できないが、報告例はない。

遺体管理者へのリスク

- 遺体取り扱い者は、血液や糞便（人体はしばしば死後に糞便を放出する）への接触により小さいながら次に挙げる感染症のリスクを負う。
 - B型およびC型肝炎
 - HIV
 - 結核
 - 下痢
- 遺体回収チームは危険な環境（崩壊した建造物や瓦礫など）で作業に従事するため、外傷や破傷風感染（土壌により感染）のリスクを有する。

遺体管理者の安全注意事項（予防策）

- 作業従事者は、基本的な衛生手順を守ること、血液や体液が媒介する感染症から身を守ることができる。作業者は次の予防策を順守すべきである。
 - 利用可能な場合には、手袋と長靴（ブーツ）を着用する
 - 遺体を扱った後や食事前には、石鹸と水で手洗いを行う
 - 手で顔や口を拭わない
 - 遺体運搬に用いた器具、衣類、車両は全て洗浄、消毒する
- マスク（顔マスク）は不要であるが、希望があった場合には心理的不安を軽減するために供与する。
- 換気されていない狭空間から遺体回収を行う場合には注意を要する。遺体が腐敗して数日経つと、危険な有害ガスが貯留する可能性がある。新鮮な空気が閉鎖空間に流れるように十分な時間をかけるべきである。
- 遺体保管袋の使用については第4章（遺体の回収）を参照のこと。

■ 4. 遺体の回収

概要

- 遺体の回収は遺体管理の初段階であるが、混乱して組織的活動となっていないのが常である。
- 遺体の回収には多数の多様な人々・集団が関与する。これら集団とのコミュニケーションや調整（連携）は困難を伴うことが多い。
- 本章の内容は身元確認にとって重要な事項であり、第6章（遺体の身元確認）と共に目を通す必要がある。
- 遺体の回収は数日から数週間で完了するのが一般的であるが、地震や激甚災害の後にはより長期にわたって行われる。

遺体回収の目的

- 迅速な回収が重要である。これは身元確認を助け、生存者の心理的負担を軽減する。
- 遺体の回収は生存者の救助活動を中断するものであってはならない。

遺体回収の作業者

- 遺体の回収は多くの人々によって自発的に行われることが多い。これらには下記の人々が含まれる。
 - ・ 現場（災害地域）の生存者
 - ・ ボランティア活動従事者（赤十字・赤新月社など）
 - ・ 探査・救助チーム
 - ・ 軍、警察、民間防衛組織の職員
- 本マニュアルで推奨される手順、また安全衛生上の予防策の励行を進めるためには、これら集団の調整（連携）が必要である。

方法および手順

- 遺体は遺体収納袋に安置すべきである。利用可能でない時には、ビニールシート、幕（埋葬布）、シーツ、あるいは現場で入手可能なものを用いる。
- 身体の一部（肢など）は個別の遺体として扱う。遺体回収班は、災害現場

においてこれら身体部品（部分遺体）の照合を試みるべきでない。

- 遺体回収班は、遺体を近接した収集場所に運ぶ班、身元確認あるいは保管（安置）場所へ移送する班の二班に分かれると効率的に作業ができる。
- 遺体発見の場所と日時を記すと身元確認に有益である（付録 1、遺体記録を参照）。
- 遺体回収時、所持品、宝石や記録文書類は遺体・部分遺体から離さない。身元確認の段階になって初めて取り外すべきである（第 6 章、遺体の身元確認を参照）。
- 遺体の運搬には、担架、遺体袋、平床トラックや牽引車（トレーラー）が利用できる。救急車は生存者救護にこそ用いるべきであり、遺体運搬に用いてはならない。



遺体回収に用いられた保護具
(バンダ=アチェ、インドネシア、2005 年)

健康と安全

- 遺体回収班は防護具（重作業用の手袋や長靴など）を着用し、遺体の取り扱い後には石鹸と水で手を洗うこと（第 3 章、感染症リスクを参照）。
- 遺体回収班は瓦礫や倒壊した建造物の中で作業することが多い。外傷を負った場合に備えて、救急・医療対応を準備しておくべきである。
- ワクチン接種を受けていない作業員では、破傷風が問題となり得る。現場医療班は破傷風の原因となる外傷に留意することが重要である。

■ 5. 遺体の保管（保存）

概要

- 冷所保存が行われない場合、遺体の腐敗は急速に進行する。
- 暑い気候下においては、12–48 時間以内に腐敗が進行し、顔貌の識別は不可能になる。
- 冷所保存は腐敗進行を遅らせ、遺体の状態を保って身元確認を容易にする。

遺体の保管方法

- 保管方法によらず、個々の遺体（あるいは部分遺体）は、遺体袋に収納するか布に包んでから保管する。
- 固有の識別番号を記した防水ラベル（ビニールで密封した紙など）を用いる（第 6 章、遺体の身元確認を参照）。遺体保管時に容易に消える危険があるため、識別番号は遺体や遺体袋・布に書いてはならない。

冷蔵

- 摂氏 2–4 度での冷蔵が最適である。
- 運送会社の冷蔵運搬コンテナには、50 体迄の遺体が保管可能である。
- 災害現場では十分な数のコンテナが利用不可能なため、冷蔵保管が可能となるまで他の方策を用いる必要がある。

一時的埋葬（仮設墓地）

- 他の方策が無い場合、あるいは長期にわたっての一時保管が必要となる場合には、一時的埋葬はよい選択肢である。
- 地下は地表よりも温度が低く、天然の冷蔵を可能にする。
- 後日の埋葬場所の特定ならびに遺体回収を確実にするため、一時的埋葬場所は下記のように設置する。
 - 遺体が少数の場合は個別に埋葬、多数の場合は掘割型の埋葬とする。
 - 埋葬は地下 1.5 メートルの深さ、飲料水の取水場所から最低 200 メートルは離す（第 8 章、遺体の長期保管および処理を参照）。
 - 各遺体は 40 センチ間隔とする。

- ・ 遺体は一層に安置する（重ねて安置しない）。
- ・ 各遺体には明確な識別（表示）を付け（第 6 章、遺体の身元確認を参照）、地上には場所を表示する。



タイでの津波後の一時的埋葬
2004 年 12 月 26 日

ドライアイス

- ・ ドライアイス（摂氏零下 78.5 度で凍った二酸化炭素）は短期の遺体保管に適する場合がある。
 - ・ 遺体が損傷を受けるため、包まれている場合でも、上にドライアイスを置いてはならない。
 - ・ 約 20 体の遺体を取り囲んでドライアイスの低壁（50 センチ程）を設け、ビニールシート、タープ（防水布）あるいはテントで覆う。
 - ・ 外気温にもよるが、1 遺体 1 日あたり約 10 キロのドライアイスを要する。
 - ・ 用途に適した手袋を着用せずにドライアイスに触れると凍傷を生ずるため、取り扱いには注意を要する。

- ・ ドライアイスが溶解（気化）する際には有害な二酸化炭素ガスを発生する。ドライアイスを用いる場合、閉鎖された部屋や建物を避け、換気が良好な場所とすることが望ましい。

氷

- 氷（凍った水）の使用は、以下の理由により可能な限り避ける。
 - ・ 暑い気候下では、氷は急速に溶けるため大量の氷が必要である。
 - ・ 溶けた氷は大量の排污水を生じて下痢性疾患（感染症）発生の懸念がある。この汚水の処理は新たな課題となる。
 - ・ 氷は遺体や装飾品・付属物（識別票など）を損傷する可能性がある。

■ 6. 遺体の身元確認

概要

- 遺体の身元確認は、死亡者（遺体）の情報（身体的特徴、衣類など）と、行方不明もしくは死亡が推定される人の情報とを照合して行われる。
- 法医学の専門家・関係組織が動員可能となるには数日を要する。従って、遺体の腐敗が起これば身元確認の早期機会が失われる事態が起これ得る。
- 死亡者の知人が（司法解剖）遺体、あるいはその写真を視認することが最も簡単な確認方法であるが、間違いが起これやすい。従って可能な限り、後日の実施となっても、法医学的な身元確認手法によって補完する。
- 法医学的手法（剖検、指紋照合、歯列照合、遺伝子検査）は、遺体もしくは写真による視覚的な身元確認が不可能となった後でも利用可能である。
- 非専門家による初期の遺体管理（特に、正しい遺体回収、記録および保存）は、法医学専門家による後日の身元確認の成否を大きく左右する。
- 後日の法医学的な身元確認に役立つ基本的で貴重な情報を収集するには、付録1にある遺体識別票が利用可能である。

一般的原則

- 犠牲者（死亡者）の身元確認実施は早ければ早いほどよい。腐敗した遺体の確認ははるかに困難なものとなり、法医学的専門知識を要する。
- 身元確認の重要なステップは、固有の識別番号、ラベル（標識）、写真、記録と保管である。
- 視認による確認は簡単であるが身元を誤って結論づける可能性があり、これが大きな困惑、遺族の苦悩、さらに法的問題を生むことを十分考慮すべきである。視認のみでなく、複数の判定基準の組み合わせによる正確な身元確認を期すことが常に望まれる。
- 死亡者（遺体）に外傷がある場合、特に頭部に血液、体液あるいは泥などが付着している場合には、視認による身元確認を誤る危険が高まる。
- 所有者の死亡を示唆する部分遺体は身元確認において大きな役割を果たすので、一体の遺体として扱うべきである（固有の識別番号を与える）。

手順（手続き）

固有の識別番号（必須）

- 各遺体あるいは各部分遺体には連続した固有番号を付与する。識別番号は重複させてはならない（推奨される識別番号付けについては、17ページの表 6.1 を参照）。

ラベル（識別票）（必須）

- 防水性のラベルに固有の識別番号を記入し（ビニールで密封した用紙など）、しっかりと遺体あるいは部分遺体に付ける。
- 同じ固有の識別番号を記した防水性ラベルを、遺体あるいは部分遺体の容器（遺体収納袋、部分遺体を包む布や袋など）にも付ける。

写真（必須、写真撮影機材が利用可能な場合）

- 全ての写真において、固有の識別番号が写っている必要がある。
- 利用可能な場合、デジタルカメラは写真の保管や配布が簡便で優れている。
- 顔貌の特徴や衣類が写真に確実に写るように、遺体は十分に清拭する。
- 固有の識別番号に加え、少なくとも以下の事項を写真に含める。
 - 遺体の全長（身長）、全面写真
 - 顔面全体
 - 明確な個人識別に役立つ特徴
- 状況が許せば、あるいは後日、固有の識別番号と共に以下の追加写真を加えるとよい。
 - 遺体の上半身、下半身
 - 全ての衣類、遺留品（携行品）および個人識別に有益な特徴
- 写真撮影の際には次の点に注意を払うべきである。
 - ぼやけた写真は役に立たない
 - 写真は遺体に近づいて（寄って）撮影する。顔を撮る場合には、顔が写真（画面）いっぱいになるようにする。
 - 撮影者は、遺体の頭部や足元でなく、遺体中央に立って撮影する。
 - 写真が正しい遺体と対応付けられて身元が確認されるように、各写真には固有の識別番号を含め、また写真内の各部分の大きさが判断可能となるように物差（定規）を含める。

視認による身元確認に必要な最低限の写真セット

A) 顔全体



B) 全身



C) 上半身



D) 下半身



脚注：例示のため、写真はボランティアの者であり実際の故人ではない。

記録（必須）

- 写真を撮影した場合、付録 1 の書式（遺体識別票）を用いて固有識別番号と共に次の事項を記録する。
 - 性別（生殖器を観察して確認する）
 - おおよその年齢範囲（幼児、子供、青少年、成人、高齢者）
 - 携行品（宝石、衣類、身分証、運転免許証など）
 - 体表の目立つ特徴（刺青、傷痕、母斑など）
- 写真がない場合には、次の事項も記録する。
 - 人種
 - 身長
 - 体毛の色と長さ
 - 目（光彩）の色

保管

- 携行品は、同一の固有識別番号を記したラベルと共にしっかり包装し、遺体（あるいは部分遺体）と共に保管する（必須事項）。
- 衣類は遺体に残す。

遺体の身元確認と遺族への引き渡し

- 視認の信頼性を高めるため、遺族の心理的負担を最小限とするような（確認）環境を整える必要がある。
- 大規模災害後には不可避の事態であるが、数十、数百の遺体を目にする心理的負担は、視認（による身元確認）の信頼性をさらに減ずることになる。
- 可能な限り高画質の写真を見る（見せる）ことは、より良い（代替）手段となり得る。
- 遺体の引き渡し
 - 遺体の引き渡しは、身元確認が確実な場合にのみ実施する。
 - 視認は、衣類や携行品による同定など他の情報により（再）確認すべきである。
 - 行方不明者の情報は、視認による身元確認の照合に用いることができる（付録 2、行方不明者票を参照）。
 - 遺体の引き渡しは、関連する公文書（死亡証明書）を発行する行政当局（担当部局）が実施する。

- ・ 遺体の引受人あるいは親族の名前および詳細な連絡先を、遺体の固有識別番号と共に記録する。
- ・ 視覚的方法によって確認できない遺体は、法医学専門家による調査が可能となるまで適切な方法で保存すべきである（第5章、遺体の保管を参照）。
- ・ 部分遺体の管理が後々複雑となるので、不完全な遺体の引き渡しには注意が必要である。

遺体の固有識別番号付与

各遺体または各部分遺体には固有の識別番号を付与しなければならない。次の方法が推奨される。

場所 + 遺体回収チーム・担当者 + 遺体番号

例示：

サンファン移住地-A班-001

チェンマイ病院-スリバンディットモンコル-001

場所：可能であれば、全ての遺体に回収場所を示す固有の識別番号を付与する。回収場所が不明な場合、身元確認・保管のために安置された場所を用いる。

遺体回収チーム・人：遺体に番号を付与する人・チームの名。

遺体番号：各回収場所における連続番号（例 001＝遺体番号1）。
連続番号一覧については付録3を参照。

注意事項：遺体が発見された場所と日時、また発見した人・機関の詳細は、遺体の身元識別票（付録1）にも記録する。

■ 7. 情報の管理

概要

- 災害時の遺体・行方不明者に関する情報管理は、都道府県の行政当局が主責任を担う。
- 比較的小規模な災害でも、遺体や行方不明者について多くの情報が収集される。情報管理に必要な資源（人的、技術的、金銭的）の確保・提供が必要である。
- 情報の管理は、調整（連携）において中心的役割を果たす（第2章、調整を参照）。

組織体制

- 情報センターは、地方または地域（現場）、あるいは両方に設置する。
- 地域のセンターは、遺体に関する情報の収集と統合、さらに一般市民への対応において中心的役割を果たす。同センターは、捜索の依頼、残された写真、行方不明者に関する情報を受理し、発見された人や身元確認された遺体についての情報を公開するため、極めて重要である。
- 情報の管理・調整（連携）を目的とした国のシステムには、災害時の遺体・行方不明者に関する全情報を集約すべきである。その際、赤十字国際委員会や国際赤十字・赤新月社連盟の捜索活動が役立ち得る。
- データは国および地域レベルの双方向の流れを確保する。

一般市民向けの情報

- 以下の項目に関する対応、およびその手順に関する情報を、迅速かつ明確に住民に知らせる。
 - ・ 行方不明者の捜索
 - ・ 遺体の回収と身元の確認
 - ・ 情報の収集と公開
 - ・ 関係する家族や地域への支援
- 情報は、地域または地方のセンターを通じて提供可能である。
- 様々なメディアが活用できる。

- ・ インターネット
- ・ 掲示板
- ・ 新聞、テレビ、ラジオなど

遺体についての情報

- 可能であれば、全ての遺体について基本情報を収集すべきである(第6章、遺体の身元確認、および付録1、遺体識別票を参照)。
- 初期段階のデータ収集には紙の書式(付録1、遺体識別票、および付録2、行方不明者票を参照)が使用可能である。この情報は、後に電子データベースに入力できる。
- 情報には貴重品や写真も含まれる。
- 情報の取り違いを避け、また証拠の利用可能性を確実なものとするため、受け渡し記録の管理が必要である。
- 行方不明者の捜索願と、遺体に関する入手可能情報・既知情報との照合可能性を高めるため、遺体と行方不明者についての情報一元化は不可欠である(付録1、遺体識別票、および付録2、行方不明者票を参照のこと)。

■ 8. 遺体の長期保存と処理

概要

- 身元の確認された全ての遺体は、地域の習慣に従って処理するため、親族または地域社会に引き渡すべきである。
- 残りの身元不明の遺体については、長期の保存を要する。

処理および長期保存の方法

- 将来、科学捜査が必要となった場合の証拠を保全するため、埋葬が最も実用的な方法である。
- 身元不明遺体の火葬は、様々な理由から避けるべきである。
 - ・ 火葬は将来、身元を確認するための証拠を消滅させる。
 - ・ 大量の燃料（通常は木材）を必要とする。
 - ・ 完全な灰化が難しく、部分的に灰化された遺骸は埋葬する。
 - ・ 大量の遺体の火葬は輸送の観点から困難である。

埋葬場所

- 埋葬場所の選定には注意が必要である。
- 土壌の状態、地下水の最高水位、利用可能な空間について検討する。
- 埋葬場所の近隣コミュニティに受け入れられていなければならない。
- 埋葬場所は、被災地域から訪問可能な距離に設ける。
- 深根性植物の植え付けをするため、また、居住区域と分離するために、埋葬場所は明確に表示し、少なくとも 10m 幅の緩衝地帯で囲む。

水源からの距離

- 埋葬場所は、小川、湖、湧水、滝、浜辺、海岸線などの水源から、少なくとも 200m は離して設置する。
- 飲料水用の井戸からの推奨される埋葬距離を下表に示す。その場の地形や土壌の状態によっては、距離を延ばす必要が生ずる。

飲料用の井戸から埋葬地までの推奨距離

遺体の数	飲料用の井戸からの距離
4以下	200m
5から60	250m
60以上	350m
100㎡あたり120以上	350m

埋葬地の構造

- 可能であれば、遺体は明確な標識のついた個別の墓に埋葬すべきである。
- 非常に大規模な災害においては、集団埋葬が避けられない場合がある。
- 普及している宗教的慣習により、遺体の方向が示唆される場合がある（例、頭部を東またはメッカに向けるなど）。
- 集団埋葬では溝に遺体を一列に並べる。その際、各遺体は**0.4m**離して平行に安置、埋葬する。
- 各遺体は防水性ラベルに書いた固有の識別番号を付けて埋葬する。この番号は地面にはっきりと明示し、将来のために地図を作成する。
- 埋葬の深さについての一律の基準はないが、以下のことが推奨される。
 - ・ 埋葬は、深さ**1.5m**から**3m**の間で行う
 - ・ **5**人以下の埋葬の場合、地下水面あるいは地下水の上昇水面から穴底は**1.2m**（砂地に埋葬する場合には**1.5m**）以上離す
 - ・ 集団埋葬の場合、地下水面あるいは地下水の上昇水面から穴底は**2m**以上離す
 - ・ 上記の距離は、土壌の状態により延ばす必要が生ずる

■ 9. コミュニケーションとメディア

概要

- 地域住民との良好なコミュニケーションは、遺体の回収や身元の確認を行う上で有益である。
- 正確、明確で時宜にかなった最新情報は、被災地域が経験する心理的負荷（ストレス）を軽減し、風評を減少すると共に、情報の誤りを明らかにする（第11章、よくある質問を参照）。
- 報道機関（テレビやラジオ、新聞やインターネット）は、集団災害時の市民とのコミュニケーションにとって必須の手段である。多くの場合、国内外ジャーナリストは災害直後に到着する。

メディアとの協働

- 一般に、ほとんどのジャーナリストは、責任ある、正確な報道を行うよう努めている。彼らに十分な情報を提供することにより、不正確な報道は最小限に抑えられる。
- メディアと積極的に、創造的に関わるのが重要である。
 - ・ 報道官は国内および国外双方に向けて任命する
 - ・ 報道センターを設置する（出来るだけ被災地の近くに置く）
 - ・ 積極的に協力する（定期的なブリーフィングを行う、インタビューを進行するなど）

一般市民との協働

- 行方不明者・犠牲者の親族のための情報センターを速やかに設置する。
- 死亡が確認された犠牲者や生存者のリストを作成すると共に、担当職員は行方不明者の詳細を記録する。
- 遺体の回収状況、身元の確認、保存、処理についての情報を提供する。
- 死亡診断書の手配についても説明が必要となる場合がある。

救援組織との協働

- 人道的支援者や国連機関、赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟

- などの救援組織は被災地域に直接接触するため、地域の情報の情報源となり得る。
- 救援者は常に十分な情報を有しているとは限らず、特に遺体からの感染リスクについて誤った情報をもたらすことがある。
- 遺体の管理についての正確な情報を救援組織に提供することは、風評を減らし、誤った情報を防ぐことに繋がる（第 11 章、よくある質問を参照）。

情報の管理

- 犠牲者や親族のプライバシーを尊重するため、十分な配慮を要する。
- 犠牲者の写真、個人記録、名前について、報道関係者に直接のアクセスを認めるべきではない。しかし、身元確認を進める上で、行政機関はこうした情報を管理された方法で公開し得る。
- 災害の直後に、犠牲者の数を公開するかどうかについて決めなければならない。公開の欠点は、推計値は将来的に実数と異なったものとなる点である。長所は、公式な統計によりメディアによって誇張された報道を防ぐことができる可能性である。

■ 10. 家族や親族に対する支援

概要

- 犠牲者や遺族には常に敬意を表すべきである。
- 被災家族にとっての優先事項は、行方不明となった愛すべき者の生死を知ることである。
- 遺体回収や身元確認の各段階にて、常に率直で正確な情報を提供する。
- 親身に思いやりを持って接することは、一連の過程を通して被災家族の支えとなる。
- 身元確認の間違いは、避けなければならない。
- 家族や親族に対する精神・社会的な支援を検討する。
- 文化的な要請や宗教上の要請を尊重する。

犠牲者の身元確認

- 遺族を支援するために、家族向けの連絡窓口を設置する。
- 愛する者について判明したことや身元確認について、遺族が誰よりも先に知らされるべきである。
- 犠牲者・行方不明者の親族に、遺体回収および身元確認に関する方法や期限など、一連の過程についての現実的な予想を提供する。
- 家族が、行方不明の親族について報告し、追加情報を提供できるようにしなければならない。
- 身元の確認は、可能な限り迅速に実施する。
- 子供に遺体確認を要請すべきではない。
- 愛する者の遺体を確認したいという親族の要求は、深い悲しみを経験する過程の一つとして尊重する。
- 身元の確認後は、速やかに遺体を最近親者に引き渡す。

文化的、宗教的側面

- 宗教や文化に関わらず、親族の切なる願いは愛する者の発見である。
- 遺体の回収、管理、身元の確認に関する理解や受容を高めるため、宗教指導者や地域の指導者からの助言や支援を求める。

- 敬意を欠く遺体の扱いや処理は、遺族の心情をさらに傷つけることになり、常に避けるべきである。処理を含めた遺体の管理は、丁寧に、道義的に、宗教や文化へ配慮しながら実施する。

支援の提供

- 心理・社会的な支援は、ニーズ、文化、社会的背景に基づいて実施されるべきであり、被災地域における対処機能に配慮する。
- 国際赤十字・赤新月社連盟、NGO、宗教団体などの地方組織は、被災者に対し緊急の心理・社会的ケアを提供できることが多い。
- ケアは、付添のいない未成年者やその他の弱者に対して優先的に行う必要がある。可能な場合、こうした人々を、親戚あるいは地域のメンバーと再会させ、世話を依頼する。
- 経帷子や棺など、葬儀に対する物質的な援助が必要となる場合がある。
- 被災者に対する特別な法手続きの整備（すなわち、死亡診断書の迅速な処理）を検討し、被災地域に周知する。

■ 11. よくある質問

一般向けの情報

1 遺体は感染症を引き起こしますか

自然災害による遺体が感染症を引き起こすことはありません。自然災害の犠牲者は外傷、水死、火災により亡くなるからです。こうした犠牲者は亡くなる際にコレラ、腸チフス、マラリア、ペストのような感染症にかかっている訳ではありません。

2 一般市民にとっての健康上のリスクは何ですか

一般の人にとっての健康上のリスクはごく僅かです。一般の人は遺体に触れたり、遺体を扱うことはありません。しかし、遺体からの排泄物により汚染された水を飲むことで、下痢をおこすリスクが僅かにあります。飲用水の定期的な消毒により、水による病気を十分に防ぐことが可能です。

3 遺体は水を汚染するのでしょうか

その可能性はあります。通常、遺体からは排泄物が流れますが、それが川やその他の水源を汚染し、下痢の原因となることがあります。しかし一般的に、人は遺体が浸っていたと思われる水源の水を飲むのを避けるでしょう。

4 遺体に消毒剤や石灰（重炭酸カルシウム）を撒くことは有効ですか

いいえ、意味がありません。それにより遺体の分解が促進されたり、感染を予防することはありません。

5 地元の役人や報道関係者が、遺体からの感染リスクがあるといます。本当でしょうか

いいえ。自然災害後の遺体からのリスクについては、多くの専門家やメディアが誤解しています。国内外の保健医療従事者ですら、しばしば誤解し誤った噂を広めてしまうことがあります。

作業者向けの情報

6 遺体を扱う人にリスクはありますか

遺体を扱う人（救助隊、遺体安置所の作業員など）については、僅かですが、結核、B型およびC型肝炎、HIV、下痢に罹患するリスクがあります。しかし、これらの病気を引き起こす病原体は、遺体の中で2日間以上生存することはありません（最大で6日間生存するHIVを除きます）。こうしたリスクはゴム製の長靴や手袋を着用し、基本的な衛生管理（手洗いなど）を行うことにより減らすことが可能です。

7 作業員はマスクを着用すべきでしょうか

腐敗する遺体の臭いは気分の良いものではありませんが、通気の良い場所では健康上のリスクとなるものではなく、健康上の理由からマスク着用が必要となることもありません。しかし、マスクを着用することで作業員が心理的に楽になる場合があります。一般の人々に対して、マスクの着用を積極的に推奨すべきではありません。

行政向けの情報

8 遺体の回収はどのくらい急を要するのでしょうか

遺体の回収は自然災害後の最優先事項ではありません。生存者の治療が第一です。遺体の存在による明確な公衆衛生リスクはありません。しかし、身元を確認するために遺体はできる限り速やかに収容すべきです。

9 遺体を迅速に処理するため、集団埋葬を行うべきでしょうか

いいえ。犠牲者の拙速な集団埋葬は、公衆衛生の見地から正当化できるものではありません。適切な身元確認を行わず急いで遺体を処理することは、家族や地域社会に精神的苦痛を与えることとなり、また法的に重大な影響（すなわち、遺体の回収や身元の確認を不可能にする）をもたらす可能性があります。

10 行政機関は遺体をどうしたらよいのでしょうか

遺体を回収し、冷蔵コンテナやドライアイスの使用、または仮埋葬により保存しなければなりません。全ての遺体について身元の確認を試みるべきです。全遺体の写真を撮り、記述的情報を記録しなければなりません。遺体は将来、専門的な科学捜査が行えるようにするため、保管（つまり、冷却）または一時的に埋葬すべきです。

11 どのような心理的問題が起こり得るのでしょうか

（どのような宗教、文化であれ）親族の強い望みは愛する者を見つけ出すことです。遺体の身元を確認する努力は彼らの助けとなります。深い悲しみを経験し、伝統的な個人埋葬を行うことは、個人や地域社会が立ち直り、心を癒して行く過程において重要な要素です。

12 外国人の遺体はどのように管理したらよいのでしょうか

災害で亡くなった外国人の家族は、遺体の身元確認と本国への送還を求めます。正確な身元確認は、経済や外交に重大な影響を与えます。遺体は身元を確認するために保存しなければなりません。外国の領事館や大使館に対し情報を提供し、国際刑事警察機構に応援を要請すべきです。

救援者向けの情報

13 私はボランティアです。どのように役立てるのでしょうか

役に立つためには、適切な遺体の回収および管理に力を貸し、必要情報の記録に協力する必要があります。また、認可された調整機関の監督下で、遺体の回収や処分を手伝う場合もあります。しかし最初に、このような困難な仕事について概要を学び、助言を受け、準備し、支援を得ることを要します。

14 私は NGO で働いています。どのように役立てるのでしょうか

調整機関と協働して家族に対する支援を行い、情報を収集することが、遺族にとって何よりの助けとなるでしょう。また、遺体の正確な身元確認や処理

を手伝うこともあるかもしれませんが。NGO は遺体の身元確認を専門とし、法的機関のためにその直接の監督下で作業する場合を除いて、遺体の身元確認を引き受けるべきではありません。

15 私は保健医療従事者です。どのように役立てるでしょうか

生存者は死者よりもあなたを必要としています。専門が何であれ、遺体から感染症にかかるという俗説を打ち消して下さい。このことを同僚やメディアの人達にお話し下さい。

16 私はジャーナリストです。どのように役立てるでしょうか

感染症を防ぐために遺体の集団埋葬、あるいは焼却が必要だという論評や発言を耳にしたら、批判して下さい。汎米保健機構・世界保健機関 (PAHO/WHO)、赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟、または地域の赤十字・赤新月社に相談して下さい。本書やその他の出版物を引用して下さい。誤った情報を拡散させる人騒がせな人々に加勢しないで下さい。プロフェッショナルとして振る舞って下さい。

■ 付録

付録 1	遺体識別票	29
付録 2	行方不明者票	33
付録 3	個別照合用の連続番号	38
付録 4	遺体調査票	39
付録 5	参考文献	40
付録 6	この文書の作成に関わった国際機関	41
付録 7	保健省及び災害対策部局のための大量死者発生時の対応計画 チェックリスト	44

付録 1
遺体識別票

遺体／身体部位 (B/BP) コード：

(固有の番号を使用すること。関連文書、写真、保管品を含む。)

遺体の身元確認の可能性：

報告者

氏名： _____

所属： _____ 場所・日時： _____

署名： _____

遺体回収に関する項目 (場所、日時、時刻、誰によって、発見された環境、同一地域で取り出された他の遺体があれば示す、もし分かれば名前、推定される人間関係を含む。)

B/BP コード :

A. 身体的特徴

A. 1	全体的特徴 (1つ選択)	a	完全な遺体	不完全な遺体 (説明)		身体部位 (説明)
		b	保存良好	腐敗	一部白骨化	白骨化
A. 2	外見上の性別 (1つ選択し証拠を記入)	男性	女性	男性疑い	女性疑い	不明
		証拠を記入 (生殖器、ひげ等) :				
A. 3	年齢区分 (1つ選択)	幼児	小児	青年	成人	高齢者
A. 4	身体的特徴 (計測、1つ選択)	身長 (頭~踵) :		低い	平均	高い
		体重 :		細い	平均	肥満
A. 5	a) 髪の毛	色 :	長さ :	形 :	はげ :	その他 :
	b) 顔毛	なし	口ひげ	あごひげ	色 :	長さ :
	c) 体毛	記入 :				
A. 6	目印となる特徴 身体所見 (例 : 耳、まゆ、鼻、顎、手、足、爪の形 ; 四肢の変形、欠損や切断) 外科用移植材料 又は人工器官 (義足) 皮膚 (瘢痕、刺青、ピアス、母斑、あざ等) 外見上の外傷 (位置、面) 歯科 (歯冠、金歯、装飾、義歯) その他気づいた特徴を記入					

B/BP コード :

B. 1	衣類	形、色、生地、ブランド名、修復痕 可能な限り詳細に記載
B. 2	はき物	形 (ブーツ、短靴、サンダル)、色、ブランド、サイズ 可能な限り詳細に記載
B. 3	眼鏡	レンズ (色、形)、コンタクトレンズ 可能な限り詳細に記載
B. 4	個人所持品	時計、宝石、財布、鍵、写真、携帯電話 (番号を含む.)、薬、タバコ等 可能な限り詳細に記載
B. 5	証明書類	身分証明書、運転免許証、クレジットカード、ビデオ会員カード等 可能であれば写真記録を取る. 含有される情報を記載

B. 関連する証拠

付録 1. 遺体証明書 (続き)

B/BP コード :

C. 記録された情報

C.1	指紋	はい	いいえ	採取担当者 保管場所
C.2	体の写真	はい	いいえ	撮影担当者 保管場所

D. 身元確認

D.1	確認に至った仮説	本人であると推定した理由を説明
------------	-----------------	-----------------

E. 遺体の状態

保存	火葬場、冷蔵容器、仮埋葬地を特定; 場所を記載.:
	管轄者:
搬出	引渡先(者) 日時:
	承認者:
	最終的な行き先:

注: 当該書式を、MS Word あるいは PDF 形式で入手、コピーする場合、www.paho.org/disasters よりダウンロード願います。(出版カタログをクリックし、”Dead Bodies in Disaster Situations” の特集ページを参照ください。)

付録2
行方不明者票

行方不明者番号/コード： (固有の番号を使用すること。関連文書、写真、保管品を含む。)
面接官氏名：
面接官連絡先：
被面接者氏名：
行方不明者との関係：
連絡先 住所： _____ 電話： _____ E-mail： _____
行方不明者との接触者、上記と異なる場合： (新たな報告があった場合の連絡：氏名/連絡先)

MP №./コード: 行方不明者情報

A. 個人情報

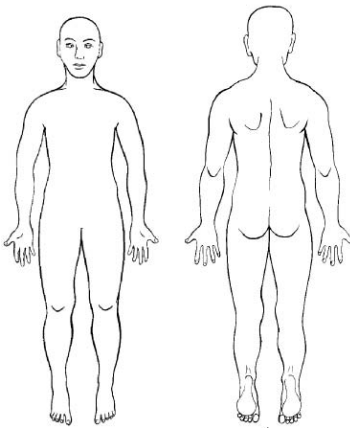
A. 1	行方不明者氏名	姓、父母の名前、ニックネーム、通称を含む:				
A. 2	住所/居住地	最新の住所、平素の住所 (前者と異なる場合)				
A. 3	婚姻関係	独身	既婚	離婚	未亡人	同性婚
A. 4	性別	男性	女性			
A. 5	女性の場合	結婚前の名前:				
		妊娠	子供			
A. 6	年齢	生年月日:		年齢:		
A. 7	出生場所、国籍、母国語					
A. 8	身分証明 (主要項目、N。等)	可能であれば、身分証明書のコピー				
A. 9	指紋	はい	いいえ	場所:		
A. 10	職業					
A. 11	宗教					

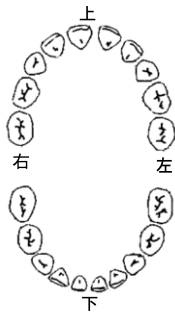
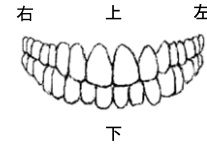
B. 事件

B. 1	消失を招いた状況 (必要な場合、追加の用紙を使用)	場所、日時、時間、消失を導いた事件、他の被害者、生きている行方不明者を最後に見た目撃者(名前、住所を含む)				
	当該事案は登録されているのか/告発されているか?	はい	いいえ	誰が、どこで:		
B. 2	他の家族構成員で行方不明の者がいるか、彼らは登録/確認されているか?	名簿、血縁:				

MP N°./コード: 行方不明者情報

C. 身体的特徴

C.1	全体的特徴 (正確な測定か、推測かを明示し、関連する項目に○をつける)	身長(正確/推計)?	低い	平均	高い	
		体重	やせ	平均	肥満	
C.2	民族/皮膚の色					
C.3	目の色					
C.4	a) 頭の毛	色:	長さ:	形状:	はげ:	その他:
	b) 顔の毛	なし	口ひげ		色:	長さ:
	c) 体の毛	記入				
C.5	識別できる特徴 身体 例. 耳の形状、眉、鼻、顎、手、足、爪、奇形					
	皮膚 瘢痕、刺青、ピアス、母斑、ほくろ、包皮等					
	過去の外傷/切断 位置、面、骨折、関節(例膝)、足をひきづっていた場合					
	他の主要な医療状況 手術、疾病等					
	インプラント ペースメーカー、人工骨頭、IUD、手術の際の金属板あるいはねじ、人工器官等					
	医療の種類 消失時に受けていたもの					

<p>C.6 歯の状況</p> <p>全体の特徴を記載すること、とりわけ、以下の事項について留意すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・欠失歯 ・折れた歯 ・齲蝕 ・疾病、喫煙等による歯の変色 ・歯と歯の間隙 ・あごの炎症 ・装飾(インレイ、入れ歯等) <p>歯科治療</p> <p>行方不明者は、いかなる治療を受けていたか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯冠、例えば金歯 ・色:金、銀、白 ・充填剤(分かれば色) ・義歯(部分義歯)上、下 ・冠橋義歯あるいは他の特異的な歯科治療 ・抜歯 <p>また、不明な箇所があれば明記すること(例えば、上左正面の歯がないと家族が記憶していたが、いずれの歯か不明な場合)</p>	<p>可能であれば、図を使い、以下の図中に特徴を明記する。 行方不明者が子供の場合、いずれの乳歯が生えていたか、どの歯が抜けて永久歯が生えていたかを以下に図示する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>乳歯</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>成人/永久歯</p>  </div> </div>
---	--

MP N°./コード: 行方不明者情報

D. 身の回り品

D.1	衣服 (災害時、最後に見られた際に着ていた)	衣服の形状、色、生地、ブランド名、修理履歴: 可能な限り詳細に記入
D.2	はき物 (災害時、最後に見られた際に履いていた)	形状 (ブーツ、短靴、サンダル)、色、ブランド、サイズ: 可能な限り詳細に記入
D.3	眼鏡類	レンズ (色、形状)、コンタクトレンズ: 可能な限り詳細に記入
D.4	身の回り品	時計、宝石、財布、鍵、写真、携帯電話 (電話番号を含む)、薬、タバコ等: 可能な限り詳細に記入
D.5	身分証明書 (災害時、最後に見られた際に本人が持っていたと思われる)	身分証明書、運転免許証、クレジットカード、ビデオ会員カード等、可能であれば写真でコピーを取っておくこと. 含有される情報を記載
D.6	習慣	喫煙者 (タバコ、葉巻、パイプ)、嗜みタバコ、ビンロウの果実、アルコール等、多めに記載
D.7	主治医、カルテ、レントゲン写真	医師、歯科医師、検眼士、他より詳細に得ること.
D.8	行方不明者の写真	可能であれば、なるべく最近の、明瞭な写真、写真のコピー、微笑んでいる写真が望ましい(歯が見える.). また、消失した際に着ていた衣服の写真

注: 当該用紙によって得られた情報は、行方不明者の捜索、確認に使用される。このため、その記載事項は秘密扱いであり、あらゆる意図された目的以外での使用については、被面接者の同意を得なければならない。

面接の場所及び日時: _____

面接官署名: _____ 被面接者署名: _____

必要があれば、被面接者は、面接官の連絡先を含む当該用紙の写しを利用できます。

注: 当該書式を MS Word あるいは PDF 形式で入手、複写する場合には、www.paho.org/disasters よりダウンロード願います。(出版カタログをクリックし、” Dead Bodies in Disaster Situations” の特集ページを参照ください。

付録3

個別照合用の連続番号

第6章を参照。推奨される個別番号（場所-チーム/個人-番号）。
以下のリストを利用する際は、重複の使用を避けるためリストから個々の番号を線を引いて消すこと。

001	051	111	151	201	251	301	351	401	451
002	052	112	152	202	252	302	352	402	452
003	053	113	153	203	253	303	353	403	453
004	054	114	154	204	254	304	354	404	454
005	055	115	155	205	255	305	355	405	455
006	056	116	156	206	256	306	356	406	456
007	057	117	157	207	257	307	357	407	457
008	058	118	158	208	258	308	358	408	458
009	059	119	159	209	259	309	359	409	459
010	060	120	160	210	260	310	360	410	460
011	061	111	161	211	261	311	361	411	461
012	062	112	162	212	262	312	362	412	462
013	063	113	163	213	263	313	363	413	463
014	064	114	164	214	264	314	364	414	464
015	065	115	165	215	265	315	365	415	465
016	066	116	166	216	266	316	366	416	466
017	067	117	167	217	267	317	367	417	467
018	068	118	168	218	268	318	368	418	468
019	069	119	169	219	269	319	369	419	469
020	070	120	170	220	270	320	370	420	470
021	071	121	171	221	271	321	371	421	471
022	072	122	172	222	272	322	372	422	472
023	073	123	173	223	273	323	373	423	473
024	074	124	174	224	274	324	374	424	474
025	075	125	175	225	275	325	375	425	475
026	076	126	176	226	276	326	376	426	476
027	077	127	177	227	277	327	377	427	477
028	078	128	178	228	278	328	378	428	478
029	079	129	179	229	279	329	379	429	479
030	080	130	180	230	282	333	380	440	480
031	081	131	181	231	281	333	381	441	481
032	082	132	182	232	282	332	382	442	482
033	083	133	183	233	283	333	383	443	483
034	084	134	184	234	284	334	384	444	484
035	085	135	185	235	285	335	385	445	485
036	086	136	186	236	286	336	386	446	486
037	087	137	187	237	287	337	387	447	487
038	088	138	188	238	288	338	388	448	488
039	089	139	189	239	289	339	389	449	489
040	090	140	190	240	292	340	390	440	490
041	091	141	191	241	291	341	391	441	491
042	092	142	192	242	292	342	392	442	492
043	093	143	193	243	293	343	393	443	493
044	094	144	194	244	294	344	394	444	494
045	095	145	195	245	295	345	395	445	495
046	096	146	196	246	296	346	396	446	496
047	097	147	197	247	297	347	397	447	497
048	098	148	198	248	298	348	398	448	498
049	099	149	199	249	299	349	399	449	499
050	100	150	200	250	300	350	400	450	500

注：当該書式を、MS Word あるいは PDF 形式で入手、コピーする場合、www.paho.org/disasters よりダウンロード願います。（出版力タログをクリックし、“Dead Bodies in Disaster Situations”の特集ページを参照ください。

付録 4
遺体調査票

遺体 ID 番号	回復		保管		登録情報		特徴（外見上）			備考
	日時	場所	日時	場所	遺体 確認書	写真	性別	年齢	同一の 可能性	
					Y-はい N-いいえ	Y-はい N-いいえ	M-男性 F-女性 U-不明	I-幼児 C-小児 A1-青年 A2-成人 E-高齢		

注：当該書式を、MS Word あるいは PDF 形式で入手、コピーする場合は、www.paho.org/disasters よりダウンロード可能（出版カタログ中 “Dead Bodies in Disaster Situations” を参照）。

付録 5

参考文献

de Ville de Goyet, Claude. 2004. Epidemics caused by dead bodies: a disaster myth that does not want to die.

Rev Panam Salud Publica 15(5):297-299. Available at:
http://publications.paho.org/english/editorial_dead_bodies.pdf

ICRC, 2004. Operational Best Practices

Regarding the Management of Human Remains and Information on the Dead by Non-Specialists. Available at: www.icrc.org

ICRC, 2003. Report: The Missing and Their Families. Available at:

www.icrc.org

INTERPOL(DVI). Guide on Disaster Victim Identification. Available at:

www.interpol.int/public/DisasterVictim/Guide

Morgan O. 2004. Infectious disease risks of dead bodies following natural disasters.

Rev Panam Salud Publica 15(5):307-12. Available at:
publications.paho.org/english/dead_bodies.pdf

Morgan OW, Sribanditmongkol P, Perera C, Sulasmi Y, Van Alphen D, et al. (2006)

Mass Fatality Management Following the South Asian Tsunami Disaster: Case Studies in Thailand, Indonesia and Sri Lanka. PLoS Med 3(6): e195. Available at: www.plosmedicine.org

Pan American Health Organization. 2004. Management of Dead Bodies in Disaster

Situations. Washington, D.C., ISBN 92-75-12529-5 (English); ISBN 92-75-32529-4 (Spanish). Available at
<http://publications.paho.org/english/index.cfm>

付録 6

この文書の作成に関わった国際機関

汎米保健機構・世界保健機関の米州地域事務局（PAHO/WHO）、緊急事態への備えと災害救助分野

1976 年、PAHO は、保健医療部門の災害への備え・対応・減災の活動強化のための技術系部署を設置すべきであるという加盟国の要請に応え、本プログラムを創設した。緊急事態への備えと災害救助分野は、各国の災害への準備プログラムの強化、また関係部署間の調整を通じて、保健医療部門を支援することを主眼として活動してきた。この支援は、以下の 3 主要分野において、中南米・カリブ海諸国に導入されている。

- 災害への準備 保健医療部門には災害に対する備えを永続的に継続して行う責任がある。災害への備えを通じて保健医療部門の能力が高まり、あらゆる種類の災害への対応が強化され、災害に関連する公衆衛生上のリスク認識が向上し、また全保健医療従事者の知識・技術が向上する。この分野の技術的課題には、情報の普及・管理、医療機関の災害準備、大量の死傷者の管理、被害とニーズの評価、人道的な物資の管理などがある。
- 減災 PAHO/WHO は各国保健省に対して国の防災文化を醸成するよう働きかけている。PAHO/WHO の活動は、保健医療施設の安全向上に焦点を絞っている。例えば加盟国に対し、既存の知識と手段を用いて災害時でも機能を維持できるような、ある程度の防災設備を持った病院を新築することを奨励している。さらに現存する保健医療施設の脆弱性を調査して、適切な減災対策を講じるよう勧めている。また PAHO/WHO は、重要な社会基盤である下水道に対しても、同様の戦略的な減災アプローチを採用している。
- 災害対応 災害時、PAHO/WHO は、その公衆衛生専門家の広範囲に及ぶネットワークを動員して、被害調査、保健医療部門ニーズに関する信頼できる評価、疫学的サーベイランス、潜在的な健康リスクの発見、水質モニタリング、さらに保健医療部門における包括的な調整と統率力の改善などを行っている。人道的な物資の管理については SUMA を起動させ、世界中から支援物資が大量に流入することによってしばしば引き起こされる大混乱に秩序をもたらす手助けをしている。また、PAHO/WHO は、今後の緊急事態への対応を改善する目的で、大規模災害から得た教訓を集約・出版している。

ウェブサイト：www.paho.org/disasters

世界保健機関（WHO）、健康危機管理部門

WHOにおける健康危機管理部門(Health Action in Crises)の基本的目的は、危機の多発国や発生国において、回避可能な死亡および疾病・障害負荷を減らすことにある。WHOは、地方自治体、市民団体、他の国際機関やNGOとともに、保健医療面で危機対応に当たっている。WHOの主要な活動は以下のとおりである。

- 被災した人々の不健康な状態を測定し、不健康状態や死亡の主原因を特定すると共に、健康面で必要とされているニーズを速やかに評価する。
- 加盟国の保健医療面での対処活動の調整を支援する。
- 保健医療面での対応における重大な格差を速やかに特定し解消する。
- 保健医療制度における災害への準備・対応を活性化し強化する。

WHOは、疫病管理、後方支援および安全調整・管理などに関する専門家を招集して速やかに対応する。また、他の国連チーム（主として、ユニセフ（UNICEF）、国連人口基金（UNFPA）、国連開発計画（UNDP）、国連高等難民弁務官事務所（UNHCR）、国際移住機構（IOM）、世界食糧計画（WFP））と協力して健康危機対応を強化する。各国事務所、地域事務所、本部を問わず、WHOの健康危機管理部門（HAC/EHA）のネットワークは、情報やサービスを提供し、パートナーを動員して活動の基準や方針に合意するように働きかける。

ウェブサイト：www.who.int/hac/en

赤十字国際委員会（ICRC）

赤十字国際委員会（ICRC）は、公平・中立・独立した組織であり、その唯一の人道的使命は、戦争や内乱の犠牲者の生命と尊厳を守り支援することである。この使命には以下のものがある。

- 戦争捕虜と治安拘束（拘留）者への訪問
- 行方不明者の搜索
- 離れ離れになった家族間のメッセージ伝達
- 離散家族の再会
- 安全な水、食糧および医学的支援の提供
- 国際人道法の尊重を促進
- 国際人道法の遵守を監視

- 国際人道法の発展に貢献

ICRC は、1863 年に設立され、国際赤十字・赤新月社運動の原点となっており、紛争時には、その運動によって実施される国際救援活動を指揮し調整する。また、人道法や普遍的人道主義を促進・強化することによって苦しみの種を摘む努力もしている。

ウェブサイト：www.icrc.org

国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）

国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）は、世界最大の人道主義組織であり、国籍、人種、宗教的信条、階級あるいは政治的見解に拘らず援助を提供する。この国際連盟は、1919 年に設立され、183 の赤十字・赤新月社、ジュネーブの事務局、さらに活動支援のため戦略的に設置された 60 以上の代表団（派遣代議員）から成る。イスラム諸国の多くでは、赤十字に代って赤新月が用いられている。

本連盟の使命は、人道的な力を結集して弱者の生活を改善することにある。弱者とは、生存が脅かされたり、社会・経済的な安全、人としての尊厳を保てなくなる様な大きな危険に曝されている人々である。しばしば、こうした人々には、自然災害や社会・経済危機による貧困の犠牲者、難民、さらに健康緊急事態の犠牲者などが含まれる。

本連盟は、災害犠牲者を援助するために救援活動を行うとともに、加盟国の赤十字・赤新月社を強化する開発事業を行う。この事業には 4 主要分野（人道主義を価値あるものとして推進すること、災害への備え、災害準備、健康と地域ケア）がある。

世界中のほぼ全ての国々を網羅する他に比類をみない加盟国のネットワークが、本連盟の重要な強みである。各加盟国の赤十字・赤新月社間の協力により連盟はその機能を強化し、最も必要としている人々に援助を実施する。地方レベルではこのネットワークを介して、連盟は各地域で活動が可能となる。また、本連盟は加盟国の赤十字・赤新月社、赤十字国際委員会と共に、連盟は、国際赤十字赤新月社運動を構成している。

ウェブサイト：www.ifrc.org

付録 7

保健省及び災害対策部局のための 大量死者発生時対応計画チェックリスト

PAHOは、各国の健康危機管理計画及び大規模災害対応計画の参考資料として活用できるチェックリストを作成した。本書に加え、2006年版ロンドン大規模災害対応計画 (London Resilience Mass Fatality Plan, 2000) を基にした。

本チェックリストは、各国の保健省及び災害対策部局が大量死者発生時の対応計画を作成する際に含めるべき必須事項から成る。かかる対応計画は、それ自体が独立したものである必要はなく、国の災害対策計画の一部としてもよい。

本付録では、大量の死者が発生する場合に限った事項のみを取り扱う。各国は対応計画の一部または全部について定期的演習を行い、関連組織の対応能力を評価すると共に、即応態勢の整備を進めることが肝要である。

対応計画策定に関する推奨事項 対応計画の策定は、まず種々の災害による大量の死亡者を扱う際に求められる具体的活動における必須事項に沿って行うとよい。

必須事項

I 序文と目的

- 対応計画の目的について概要を示す。
- 大量死者発生時対応計画における各種の想定を列挙する。
- 計画の適用範囲、また大量死亡の原因となる当該地域のリスク (災害の種類、頻度、被害の程度等) を定義する。
- 大量死者発生時対応計画の策定、実施段階における調整委員会、主要構成員、利害関係者を列挙する。

II 計画の発動

- 大量死者発生時対応計画の発動手順について記載して、誰あるいはどの機関が発動に責任を有するかを確定する。例えばこれは、健康危機管理計画や大規模災害対策計画の場合と同じ行政当局である。
- 連絡先一覧 (連絡網) を作成、この段階における各人の責務を記載する。

III 統率と統制

- 国の災害対策計画における大量死者発生時対応計画の位置づけを、地域の関係部局（保健部局、司法当局、災害対策部局等）担当官と協議する。
- 大量死者発生時における保健部局、NGO 災害対策部局の役割（分担）を協議する。
- 医師あるいは病理学者による検死から実際の埋葬に至る遺体取扱に関係する法的根拠を検討する。司法当局による遺体検案の必要性も考慮する。
- 当該地域における指揮命令系統の概要を示して、業務分担、物資調達、計画立案、また資金調達・運営などに関する指揮命令系統を明示する組織図を作成する。本図の要所には、災害・緊急対応計画の参照先を記載する。

IV 物資調達（ロジスティックス）

- 遺体、遺物（遺体の断片）や所持品の輸送手段を用意する。
- 遺体一時安置所には（20/40 フィートの）大型冷凍コンテナを徴用する場合がある。各コンテナには制限容量があり、使用には膨大な燃料調達（費用）を要することに留意する。
- 災害現場における関係部局間の交信は、マスコミや一般住民に漏れないよう安全な通信手段を用いる。
- 物資の調達 - 棺桶、死体袋、耐水性のラベル、ドライアイス等の物資に関して、国・各地域の備蓄状況を把握する。
- 発電機、給水車を被災地に供給する必要がある。
- 訓練を受けた者を指名して、物資調達の監理や監督を行う。
- 現地また地域で動員可能な専門家・技術者や他の資源を同定すると共に、災害時の協力に関する協定を結ぶ。

V 遺族等への支援

- 遺体との対面・確認等を行う場所の指定など、遺族・友人への支援に関連した規定を定める。(感染症の流行によっては、遺体隔離の必要が生ずる)。
- 検死官と共に、遺体の引き渡し、埋葬許可の手続き、ならびに当該国における埋葬習慣を検討する。大量死者発生時対応計画では、被災地における文化・宗教的ニーズに配慮する旨の規定を設ける。
- 危機管理組織と社会・文化面の支援組織間の意思疎通を密にし、前者が後者の支援を求める手順を明記する。

VI 身元確認と告知

- 遺体の（法医学的手段による）身元確認、所持品の収集、さらに遺族との対面を一貫して担当する司法、保健そして社会福祉分野の職員から成る組織（チーム）を編成する。派遣される組織が被災地での救助活動や遺体捜索活動を円滑に協働して行えるように配慮する。遺体の一部しか発見されない場合の遺体（部分遺体）の扱いは、医師もしくは病理学者が判断すべきであり、この規定を対応計画に含める。
- 死者の法的権利に関する情報を、対応計画に含める。例えば、各国の警察法、国際刑事警察機構（インターポール）決議 AGN/65/res/13(1963)、各種の人道法、社会的倫理的規範等である。
- 遺体と遺族の対面手順について、詳細に記載する。施設、手順はもとより、遺体の保管・安置の方法、またこれらの責任者を明記する。
- 検死等の司法手続きについて注意深く記載し、関連情報を参照する。検死、死亡宣告、保険金請求そして犯罪捜査に関する法規を十分検討する。
- 身元確認を担当する専門家が得られなかったり、当該地域の専門家では対応できない大量死者が発生した場合への対応について記載する。外部への支援要請、また当該地域での身元確認を迅速化する体制も検討する。

VII 国際的観点

- 大量の死亡者が発生する災害では、外国人が犠牲者に含まれる可能性が高い。彼らの身分は、被災地に居住している労働者、旅行者、不法移民、被災者の親族など様々である。
- 大量死者発生時対応計画は、旅行者の多い（出身）国の大使館・領事館等にも配布して周知する。
- 不法移民も多く多くの国にとって日常的な現実であり、彼等への対応も計画に含める。犠牲者（遺体）を母国に送還するための規定を設ける。計画策定にあたっては入国管理局と協議し、送還費用負担についても検討する。
- また、他国での災害で（自国民が）死亡した場合の、災害発生国からの遺体送還の受け入れ態勢に対しても対応計画に含める。外務省とも十分な事前協議を実施する。
- こうした外国からの遺体送還に関して、防腐処理や死体検案書の発行手続きについて規定を設ける。
- 旅行者や政府高官の遺体を外国へ送還する場合には、情報の機微性を考慮

し、当該国や国際的なマスコミへの情報提供は慎重に行う。遺体の国際搬送に関する PAHO/WHO 決議（1966）を参照のこと。

ウェブサイト：www.interpol.int/Public/DisasterVictim/Guide/appendices.asp#c

VIII 遺体回収と現場整理

- a. 遺体の写真撮影の方法と識別票（タグ）の運用方法を明確に規定する。例えば、識別票は従来の警察の方法に従って付ける、また正確な記録を収集・保存する（監督）責任をどこに置くか等の事項である。またこれらの作業場所や保管の安全管理についても規定する。
- b. 所持品の写真撮影、識別票の付与、さらに保管、またこれらに関する責任者も規定する（警察官とすることが多い）。十分な容量を有するデジタルカメラの確保も不可欠である。
- c. 正しい検視手続きがなされたことを証明する手続きを規定する（警察以外の監査組織を設けることが望ましい）。この手続きは、誰が、何処で、どのように実施するかを規定する。
- d. 災害が犯罪もしくはテロ行為による場合は、捜査のため現場をそのままの状態で保存することが必要となる。この作業は誰の責任でどのように行うかの規定を設ける。規定は、警察等の司法当局とも協議の上、段階ごとに詳細に規定する。

IX 遺体安置所

- e. 遺体の安置ならびに処理のため、各地域の安置施設や葬儀場を列挙し、所在地、収容力、備品等ならびに連絡先情報を記載する。これら施設への搬送手段も考慮する。民間施設に関しては、災害時の協力について予め協定や覚書を結び、これを対応計画に含める。また、国ならびに地域での棺桶、遺体袋等の備蓄についても検討を要する。協定にあたっては司法当局とも協議する。
- f. 大量死者発生時対応計画では搬送途中で死亡する被災者、外傷により病院で死亡する被災者の扱いに関する規定が必要である。国によっては、こうした死亡者も災害現場における死亡者と同様に扱っている。
- g. マスコミ対応ならびにこれら安置所の安全確保を考慮する。
- h. 病院の霊安室は、遺体の数が少数な場合を除いて使用すべきでない。この原則は、その病院が地域における唯一の医療施設である場合はなおさらで

ある。多数の遺体が生じた場合には、一時的な仮安置所も考慮する。

- i. 安置所に遺体を搬送する交通路の安全確保を司法当局が実施する。

X 遺体の遺族への返還

- 遺体を遺族に返還する手順を明確に規定する。医師または検案した病理学者を担当者とすることも可能である。損傷した遺体の一部分であっても返還してほしいと望む遺族感情を考慮することが重要である。
- 引受人のいない遺体の埋葬等の取り扱い方について、医師・病理学者、また社会福祉部局等の関連機関と十分に協議し、法的問題について検察当局と検討する。これら諸事項について、明確な規定を設ける。

XI 核・生物・化学汚染（CBRN）が関係する場合

- 該当する場合の遺体の取り扱い、作業員の防御具装着、除染作業、さらに被災地および移送先の遺体・物品等の環境モニタリングについて規定する。冷凍保存施設の設置場所を記載する。
- 作業に用いた車両、他の保管施設の除染作業手順や、周辺地域への影響程度と地域住民の避難や隔離についても規定を設ける。
- 遺体の身元確認、遺族への返還、火葬・埋葬、さらに搬送に伴うリスク評価や注意事項の連絡方法などを外部機関と検討する。対応計画にこれら機関を記載し、必要に応じて覚書を締結する。

XII 情報提供とマスコミへの対応

- 多くの国は「国民への情報提供に関する方針と計画」を有しており、大量死者発生時対応計画の情報提供に関する規定にも、この方針が適用可能である。公式発表は、必ず「全国緊急対策センター」もしくは現地対策本部に置かれた報道センターを通すようにする。遺体安置所、病院、遺体面会所など全ての場所からの情報が、上記センターに優先して伝達・蓄積されるようにする。
- マスコミ関係者の遺体安置所、遺体面会所ならびに災害対策本部への立ち入りを制限する。これらの場所への立入規制、ならびに報道センターへの情報提供方法を明記する。
- 身元が確認された遺体の氏名を公表する手続きを対応計画に記載する。これは、身元不明遺体が多数発生する状況において特に重要である。人々が

行方不明者や死亡者について問い合わせを行うための施設を設けることを計画に明記する。この施設は、病院や遺体安置所からは離れたところに設置することが望ましい。

XIII 作業員の衛生と安全

- 災害対応にあたる作業員の保健・福祉や心理的対応の必要性に関する規定を設けることを検討する。被災地の災害対応組織、あるいは精神保健の専門家組織がこうした支援を提供し得る。赤十字社など救援団体のボランティアも、訓練を受けている場合に本支援に加わることが可能である。
- 作業員が適宜休息をとれる休憩場を指定しておく必要がある。休憩所の設置責任者、さらに必要な予算・資材の確保を現地で定める。
- 作業員の中には、自らの親族や知人を失った者が含まれることがある。彼らの取り扱い、また担当者も記載する。

XIV 災害時の遺体安置所

- 多くの国では、遺体安置所において、また後日の証拠保全を目的とする各種文書の作成・管理は、警察当局の責務となっている。各種文書の様式、手続き、ならびに遺体安置所における配置を対応計画に記載する。
- 多数の被災者が発生する災害では、遺体安置所を管理する専門組織を設ける必要がある。こうした組織の構成、召集方法、さらに各人の責任について明記する。
- 大量死者発生時対応計画の必須事項として、遺体安置所における作業手順を明記する。具体的には、搬入遺体受領時の記録、遺体の保管・検案および写真撮影、遺体の洗浄、レントゲン撮影、指紋採取、歯形採取、遺体（袋）の入れ換え、防腐処理、検視、DNA 鑑定、有害物質の測定、各種文書の作成・管理、所持品の確認と確保、安置所備品のリスト作成、廃棄物処理、作業員の配置、彼らの安全・衛生管理と心理的支援、遺族やマスコミ等の訪問者への対応などがある。さらに、遺族へ遺体引き渡し、引受人のいない遺体の扱い、また外国への遺体搬送方法などにつき計画中に記載する。

災害後の遺体管理 Management of Dead Bodies after Disasters

2012年2月15日 第一刷発行

著者	PAHO / WHO 汎米保健機構・世界保健機関
代表者	林 謙治
監訳者	佐藤 元
翻訳者	国立保健医療科学院災害研究グループ
発行所	国立保健医療科学院 〒351-0197 埼玉県和光市南 2-3-6
電話	048-458-6111
印刷所	正陽印刷

© 2012 Printed in Japan

ISBN 978-4-903997-05-6



国立保健医療科学院
National Institute of Public Health